

郡山市新規就農者経営開始資金補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後の経営確立に資する経営開始のための資金について、予算の範囲内で補助金を交付することについて、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。）、福島県新規就農者育成総合対策事業補助金等交付要綱、福島県新規就農者育成総合対策事業実施要領（以下「実施要領」という。）及び郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助金の交付の対象者）

第2条 補助金の交付の対象となる者は、実施要領別記2の第5の2（1）アからシまでの全て又はスに定める要件を満たすものとする。

（補助金の額及び交付期間）

第3条 補助金の額は補助金を交付する期間（以下「交付期間」という。）1月につき1人当たり125,000円（1年につき、150万円）とする。ただし、夫婦で農業経営を開始し、実施要領別記2の第5の2（2）イ（ア）から（ウ）までに掲げる要件を全て満たす場合は、当該額に1.5を乗じた額とする。

2 前項の規定によるもののほか、複数の青年就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合は、当該青年就農者（当該農業法人及び青年就農者それぞれが実施要領別記2の第5の2（1）カに定める目標地図等に位置づけられた者等に限る。）に交付期間1月につきそれぞれ1人当たり125,000円（1年につき、150万円）を交付する。ただし、経営開始後3年以上経過している農業者（当該農業者が郡山市農業次世代人材投資資金（経営開始型）又は当該補助金の交付を受けている場合は、その3年度目を超えている農業者）が当該農業法人の役員となっているときは、当該農業法人の他の役員も補助金の交付の対象外とする。

3 前2項の規定による補助金を交付する期間は、3年間（経営開始後3年度目分まで）を限度とする。

（計画の承認申請等）

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、当該補助金の交付の申請前に、郡山市新規就農者経営開始資金計画書（第1号様式）を作成の上、市長に当該計画書を提出し、その承認を受けるものとする。

2 前項の計画書を作成するに当たっては、当該計画書の妥当性及び目標達成の実現性の観点から、実施要領別記2の第7の2（11）に定めるサポート体制の関係者からの必要な助言及び指導を受けるものとする。

3 市長は、第1項の規定による計画書の承認の申請があったときは、当該計画書について承認する前に、当該計画書の内容について、郡山市農業経営改善計画等認定会議設置要綱（平成7年3月17日制定）に基づく郡山市農業経営改善計画等認定会議の審査に付すものとする。

4 市長は、前項の規定による計画書の審査に当たっては、第2条に規定する要件及び令和4年3月29日付け農林水産省経営局就農・女性課長通知の「交付対象者の考え方」を満たしているかどうかを確認の上、これらの要件を満たし、かつ、経営の開始及び定着を支援するために補助金を交付する必要があると認めるときは、当該計画書を承認するとともに、当該承認の申請をした者に郡山市新規就農者経営開始資金計画承認通知書（第2号様式）により通知するものとする。

（計画等の変更の承認申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、前条第1項の郡山市新規就農者経営開始資金計画書を変更（追加の設備投資を要しない程度の経営面積の拡大及び品目ごとの経営面積の増減等の軽微な変更を除く。）しようとするときは、市長に当該計画書の変更の承認の申請を行うものとする。

2 前項の規定による計画書の変更の承認の申請は、前条第3項及び第4項の規定を準用する。

（補助金の交付の申請等）

第6条 第4条第4項又は前条第2項の規定により承認を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、規則第4条の規定により申請するものとする。この場合において、同条第1号の補助事業等事業計画書は当該承認を受けた郡山市新規就農者経営開始資金計画書とし、同条第2号の補助事業等に係る収支予算書は収支予算書（第3号様式）とし、同条第3号のその他市長が必要と認めて指示する書類は郡山市新規就農者経営開始資金補助金交付申請追加資料（第4号様式）とする。

2 前項の規定による補助金の交付の申請は、令和5年4月以降の農業経営に係る資金によるもので、半年ごとに行うものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、1か月分から1年分までの間で月単位で交付を行うことができるものとする。

3 第1項の規定による補助金の交付の申請は、補助金の交付の対象となる期間の初日から1年以内に行うものとする。

4 市長は、第4条第4項又は前条第2項の規定による承認後、第1項の規定により補助金の交付の申請を受けたときは、当該申請の内容について審査し、当該申請の内容が適当であると認めたときは、速やかに、当該補助金の交付の申請をした者に、補助金を交付するものとする。

（補助金の交付の条件）

第7条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(2) 補助金が交付されている期間中は、当該期間内の毎年7月末及び翌年1月末までに、当該月の直近6か月の就農状況報告書（第5号様式）を市長に提出すること。

さらに、毎年1回、就農状況報告の際（原則、毎年1月末までの報告時）に、第5号様式別添7の環境負荷低減のチェックシートに記載された各取組について、前回のチェックシートの提出以降に実施した旨をチェックした上で、当該チェックシートを市長に提出すること。

(3) 補助金の交付期間終了後5年間（第15条の規定により、就農を中断した場合は、当該就農の中断期間を除く5年間とする。以下同じ。）、

毎年7月末及び1月末までに、当該月の直近6か月の作業日誌(第6号様式)を市長に提出すること。

(4) 補助金の交付期間終了後5年の間に農業経営を中止し、離農した場合は、離農届(第7号様式)を提出すること。

(5) 補助金の交付終了後の就農継続期間中にやむを得ない理由により就農を中断する場合は、当該中断後1か月以内に、市長に就農中断届(第8号様式)を提出すること。ただし、就農の中断期間は当該就農を中断した日から1年以内とし、当該就農を再開するときは就農再開届(第9号様式)を提出すること。

(補助金の交付の停止及び返還)

第8条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が実施要領別記2の第5の2(3)に掲げる事項に該当するときは、補助金の交付を停止する。

2 補助金の交付を受けた者が、実施要領別記2の第5の2(4)に掲げる要件に該当するときは、補助金を返還しなければならない。ただし、同(4)ア又はウに該当する場合であって、病気、災害等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めたときは、この限りでない。

3 補助金の交付を受けた者は、当該交付を受けた補助金の額の全部又は一部が既に交付されている場合において、既に交付された補助金の額が補助金の交付の決定額を上回る場合は、その差額を返還しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、第6条第4項の規定により補助金の交付を受けた後、速やかに、規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助金の交付を受けたことが確認できる書類

(2) 収支決算書(第10号様式)

(3) その他市長が必要と認めて指示する書類

(額の確定)

第10条 市長は、前条の規定により補助事業等実績報告書の提出があったときは、これを審査し、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条に規定する補助金等交付額確定通知書により、補助金の交付の決定を受けた者に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定した額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

(概算払)

第11条 市長は、必要と認めるときは、補助金を概算払の方法により交付することができる。

(補助金の交付の中止)

第12条 補助金の交付を受けた者(以下「補助金交付者」という。)は、補助金の交付を中止しようとするときは、市長に、中止届(第11号様式)を提出するものとする。

- 2 市長は、補助金交付者から前項の中止届の提出があった場合又は実施要領別記2の第5の2（3）ア、イ又はエからキまでのいずれかに該当する場合は、補助金の交付を中止する。

（補助金の交付の休止等）

第13条 補助金交付者は、病気等のやむを得ない理由により就農を休止するときは、市長に休止届（第12号様式）を提出するものとする。

- 2 前項の休止する期間は、原則として1年以内とする。

- 3 市長は、補助金交付者から第1項の規定による休止届の提出があり、当該休止がやむを得ないと認めるときは、補助金の交付を停止するものとする。ただし、休止にする理由がやむを得ないと認められないときは、補助金の交付を中止する。

- 4 第1項に規定する休止届を提出した補助金交付者が就農を再開しようとするときは、経営再開届（第13号様式）を提出するものとする。

- 5 市長は、補助金交付者から前項の経営再開届の提出があり、適切に農業経営を行うことができると認めるときは、補助金の交付を再開するものとする。

- 6 補助金交付者が、妊娠若しくは出産又は災害により就農を休止しようとするときは、一度の妊娠若しくは出産又は災害につき、最長で3年の休止期間を設けることができるものとする。この場合においては、当該休止期間と同期間、補助金の交付の期間を延長することができるものとする。

- 7 前項の規定により補助金の交付の期間を延長しようとするときは、補助金交付者は、第4項の経営再開届に併せて、第5条第1項の規定による計画書の変更の承認申請を行うものとする。ただし、実施要領別記2の第5の2の（2）イに定める夫婦で農業経営を行う妻が、妊娠又は出産により就農を休止するときは除くものとする。

（補助金の返還の免除）

第14条 補助金交付者は、実施要領別記2の第5の2（4）ア又はウに該当する場合であって、病気、災害等のやむを得ない事情により補助金を返還することができないときは、返還免除申請書（第14号様式）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金交付者から提出された返還免除申請書の内容が、実施要領別記2の第5の2の（4）ア又はウに該当し、かつ、補助金の返還を免除するやむを得ない事情として適当と認めるときは、補助金の返還を免除することができる。

（就農状況報告等）

第15条 補助金交付者は、補助金の交付の期間中、毎年7月末及び1月末までに、当該月の直近6か月の就農状況報告書を市長に提出するとともに、当該補助金の交付の期間終了後5年間（次条の規定により就農を中断したときは、当該就農の中断期間を除く5年間とする。以下同じ。）、毎年7月末及び1月末までに、当該月の直近6か月の作業日誌を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の就農状況報告書の提出を受けたときは、実施要領別記2の第7の2（11）に定めるサポートチームと協力し、第4条第4項の「交付対象者の考え方」を満たしているかどうか等の実施状況を確認し、必要に応じて当該サポートチームと連携し、補助金交付者に対し、適

切な助言及び指導を行うものとする。

- 3 前項の規定による助言及び指導は、実施要領に定める就農状況確認チェックリストを用いて、補助金交付者の状況に応じた効果的な方法で実施するものとする。
- 4 市長は、第2項の規定による確認のほか、サポートチームと協力して補助金交付者の経営状況の把握に努めることとし、補助金の交付の期間中、必ず年1回は、実施要領別記2の第7の2(5)イ(ア)から(ウ)までに定める方法により、実施要領に定める就農状況確認チェックリストを用い、補助金交付者の経営状況及び課題を当該補助金交付者とともに確認し、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の達成に向けて経営改善等が必要な場合は、当該補助金交付者に対し、適切な助言及び指導を行うものとする。

(就農中断報告)

第16条 補助金交付者は、補助金の交付終了後の就農継続期間中にやむを得ない理由により就農を中断するときは、当該中断後1か月以内に、市長に就農中断届を提出するものとする。

- 2 前項の規定による就農を中断する期間は、当該就農を中断した日から原則として1年以内とし、就農を再開する場合は就農再開届を提出するものとする。
- 3 市長は、補助金交付者から補助金の交付終了後の就農継続期間中に第1項の就農中断届の提出があり、その理由がやむを得ないと認めるときは、就農の中断を承認するものとする。この場合において、当該就農を中断する期間は、第2項に規定する期間と同様とする。
- 4 市長は、第1項の規定による就農中断届の提出のあった補助金交付者の就農再開に向けた取組状況を適宜確認し、当該就農再開に向けた助言、指導等必要な支援を行うものとする。

(離農報告)

第17条 補助金交付者は、補助金の交付期間の終了後5年の間に農業経営を中止し、離農した場合は、当該離農後1か月以内に、離農届を市長に提出するものとする。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年9月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月26日から施行し、令和5年度事業から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年2月9日から施行する。

(新規就農者確保緊急円滑化対策事業の実施)

2 この要綱の規定は、新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知）及び福島県新規就農者確保緊急円滑化対策事業実施要領により行う新規就農者確保緊急円滑化対策事業の補助金の交付にこれを準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第1条	新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。）	新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2106号農林水産事務次官依命通知）
	福島県新規就農者育成総合対策事業実施要領（以下「実施要領」という。）	福島県新規就農者確保緊急円滑化対策事業実施要領（以下「緊急円滑化対策実施要領」という。）
第2条	実施要領別記2第5の2の（1）アからサまで	緊急円滑化対策実施要領別記1の第5の2の（1）アからサまで
第3条	実施要領別記2の第5の2（2）イ（ア）から（ウ）まで	緊急円滑化対策実施要領別記1の第5の2（2）イ（ア）から（ウ）まで
	実施要領別記2の第5の2（1）カ	緊急円滑化対策実施要領別記1の第5の2（1）カ
第4条	実施要領別記2の第7の2（11）	緊急円滑化対策実施要領別記1の第7の2（11）
第8条	実施要領別記2の第5の2（3）	緊急円滑化対策実施要領別記1の第5の2（3）
	実施要領別記2の第5の2（4）	緊急円滑化対策実施要領別記1の第5の2（4）
	同（4）ア又はウ	緊急円滑化対策実施要領別記1の第5の2（4）ア又はウ
第12条	実施要領別記2の第5の2（3）ア、イ又はエからキまで	緊急円滑化対策実施要領別記1の第5の2（3）ア、イ又はエからキまで
第13条	実施要領別記2の第5の2の（2）イ	緊急円滑化対策実施要領別記1の第5の2の（2）イ
第14条	実施要領別記2の第5の2（4）ア又はウ	緊急円滑化対策実施要領別記1の第5の2（4）ア又はウ
第15条	実施要領別記2の第7の2（11）	緊急円滑化対策実施要領別記1の第7の2（11）
	実施要領に定める	緊急円滑化対策実施要領に定める
	実施要領別記2の第7の2（5）イ（ア）から（ウ）まで	緊急円滑化対策実施要領別記1の第7の2（5）イ（ア）から（ウ）まで

(営農実施申請書の提出)

3 緊急円滑化対策実施要領別記 1 の第 5 の 2 の（１）のキの（オ）に該当する者は、営農実施申請書（第15号様式）を作成し、市長に提出するものとする。

附 則

この要綱は、令和 6 年 6 月 1 0 日から施行し、令和 6 年度事業から適用する。

郡山市新規就農者経営開始資金計画書
(経営開始資金申請追加資料)

年 月 日

郡山市長

住 所 :
氏 名 :
(生年月日 : 年 月 日 : 歳)

郡山市新規就農者経営開始資金補助金交付要綱の規定を遵守し、農業経営に励むことを誓約します。

なお、この要綱の規定により、補助金の交付を停止され、一部又は全部を返還することについて異議はありません。その際には、既に交付を受けた補助金の一部又は全部を返還することを（保証人の署名を添えて*₁）誓約します。

1 メールアドレス

--

2 農業を始めようと思った理由

--

3 「目標地図又は人・農地プラン」への位置付け等

集落又は地域名等		☐ 位置付けられている ☐ 位置付けられる見込み
☐ 農地中間管理機構から農地を借り受けている		

4 交付期間（経営開始資金）

年 月 ~ 年 月

5 過去の研修等の経験（農業次世代人材投資事業（準備型）又は就農準備資金交付期間）

年 月 日 ~ 年 月 日

6 その他

園芸施設共済等への加入 (園芸施設共済の引受対象となる施設を 所有する場合のみ)	☐ 加入している又は加入予定 (月) ☐ 加入していない
生活費の確保を目的とした国の他の事業に よる給付等 (例：生活保護制度、雇用保険制度 (失業手当)等)	☐ 給付等を受けている ☐ 給付等を受けていない
雇用就農資金、農の雇用事業、就職氷河期 世代雇用就農者実践研修支援事業、雇用就 農者実践研修支援事業による助成金の交付 又は、経営継承・発展支援事業、経営発展 支援事業、令和4年度補正初期投資促進事 業又は令和5年度補正初期投資促進事業に よる補助金の交付	☐ 交付を受けている又は受け たことがある ☐ 交付を受けていない又は受 けたことがない
前年の世帯全体の所得*1	万円
前年の世帯全体の所得が600万円を超えているにもかかわらず資金交付が必要な 理由(超える場合のみ記入)	
※本欄は交付主体の記入欄 生活費確保の観点から支援対象とすべき切実な事情の有無(□有 □無) 【所見】	

7 保証人*2

住 所
氏 名
住 所
氏 名

添付書類

別添1：収支計画

別添2：履歴書

別添3：個人情報の取り扱い

・離職票の原本(離職票の提示が可能な場合)

- ・経営を開始した時期を証明する書類（農地等の経営資産の取得時期が分かる書類等）
- ・経営を継承する場合は、従事していた期間が5年以内である事を証明する書類（過去の経歴を証明する書類（就業証明書、卒業証明書、住民票（遠隔地に住んでいた場合）の写しなど）
- ・農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類
- ・通帳の写し
- ・前年の世帯全員の所得を証明する書類（源泉徴収票、所得証明書等）。前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合は、必要に応じて生活費確保の観点から資金を必要とする理由欄に記載した事情の裏付けとなる書類を添付。
- ・身分を証明する書類（運転免許証、パスポート等の写し）

＊1 「世帯」とは本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当。

「所得」とは、地方税法第292条第1項第13号に定める「合計所得金額」。

＊2 保証人を立てる場合は記載する。なお、交付対象者が未成年の場合は、必ず保証人を立てること。また、郡山市新規就農者経営開始資金計画書の変更申請で保証人に変更がない場合は記入不要。

別添 1

収支計画

*既に農業経営を開始している場合は実績を記載

			経営開始				
			1年目 (年 月～ 年 月)	2年目 (年 月～ 年 月)	3年目 (年 月～ 年 月)	4年目 (年 月～ 年 月)	5年目 (年 月～ 年 月)
農業 収入	〇〇 (作目)	経営規模					
		生産量					
		売上高 (円)					
		経営規模					
		生産量					
		売上高 (円)					
		経営規模					
		生産量					
		売上高 (円)					
	その他						
経営開始資金 (円) ※						—	—
収入計 (円) ① (資金を除く)							

		経営開始				
		1年目 (年 月～ 年 月)	2年目 (年 月～ 年 月)	3年目 (年 月～ 年 月)	4年目 (年 月～ 年 月)	5年目 (年 月～ 年 月)
農業 経営 費 (円)	原材料費					
	減価償却費					
	出荷販売経費					
	雇用労賃					
支出計 (円) ②						
【参考】設備投資 (内容、金額)						

所得計 (円) ①－②					
-------------	--	--	--	--	--

※ 夫婦共同経営の場合は150万円の1.5 倍。

別添 2

履歴書

1 氏名等

(ふりがな)					
住 所	〒□□□-□□□□				
(ふりがな)					
連絡先	〒□□□-□□□□				
(ふりがな)		生 年 月 日		性別	電話番号
氏名		年 月 日	歳	1. 男 2. 女	

2 家族構成

氏 名	続柄	生年月日	住 所

3 学歴等

履 歴	年	月	学歴・職歴(各別に記入)			
				年	月	免許・資格

個人情報の取扱い

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名をしてください。

郡山市新規就農者経営開始資金に係る個人情報の取扱いについて

市長は、郡山市新規就農者経営開始資金の実施に際して得た個人情報について、都道府県及び市町村が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、市長は、本事業による交付対象者の就農状況の確認等のフォローアップ活動、交付申請内容の確認、国等への報告等で利用するほか、本事業等の実施のために、提出される申請書類の記載事項を、データベースに登録し、必要最小限度内において関係機関（注）へ提供し、又は確認する場合があります。

関係機関
（注）

国、全国農業委員会ネットワーク機構、県、農業経営・就農支援センター、市町村、農業共済組合、日本政策金融公庫、農業協同組合、農地中間管理機構、農業委員会、指導農業士会、青年農業士会

個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します

年 月 日

（法人・組織名）

氏名

第2号様式（第4条関係）

年 月 日

様

郡山市長

郡山市新規就農者経営開始資金計画承認通知書

年 月 日付けで申請のありました計画書について、郡山市新規就農者
経営開始資金補助金交付要綱第4条第4項の規定により、当該計画を承認しま
したので、通知します。

収 支 予 算 書

（ 1 ） 収 入 の 部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較 増 減		摘 要
			増	減	
補助金 （ 年 月 日 ～ 年 月 日 ）	円	円	円	円	
計	円	円	円	円	

（ 2 ） 支 出 の 部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較 増 減		摘 要
			増	減	
事業費	円	円	円	円	
計	円	円	円	円	

郡山市新規就農者経営開始資金補助金交付申請追加資料

年 月 日

郡山市長

住所
氏名

郡山市新規就農者経営開始資金補助金交付要綱第6条第1項の規定により、補助金の交付申請に係る追加の資料を提出します。

交付期間	年	月	日	～	年	月	日
今回申請する資金の対象期間	年	月	日	～	年	月	日
前年の世帯所得 ^{※1} 被災による資金の交付休止期間中の所得を除く額(※2)を記載	(ア)						円
今年の交付金額 ^{※3} (150万円)	(イ)						円
今回の交付申請額							円
・生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等 （例：生活保護制度、雇用保険制度（失業手当）等） ・農の雇用事業、雇用就農資金、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農者実践研修支援事業による助成（農業法人等として）、経営継承・発展支援事業による助成				☐ 受けている又は受けたことがある ☐ 受けていない又は受けたことがない			

※1 本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母を世帯とする所得が600万円以下であること。
※2 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に定める「合計所得金額」から、被災による資金の交付休止期間中の所得を除く額。
※3 夫婦で受給している場合、この額の1.5倍を記載すること。

補助金の振込口座

金融機関店舗名等	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合 信用農業協同組合連合会 農林中金			店・所		出張所		
	金融機関コード							
	預金種別		普通預金・当座預金		口座番号			
	郵便局	記号			番号			
口座 名義人	(ふりがな) 氏 名							

添付書類

- 前年の世帯全体の所得を証明する書類（源泉徴収票、所得証明書、前年の所得証明書発行以前に交付申請を行う場合は税務署等が受理した確定申告書の写し等）。前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合は、生活費確保の観点から資金を必要とする理由を書面で提出するとともに、当該事情の根拠書類を添付すること。

就農状況報告書(独立・自営就農)
経営開始 年目・交付開始 年目 （ ～ 月分）

年 月 日

郡山市長

住所
氏名

郡山市新規就農者経営開始資金補助金交付要綱第15条第1項の規定により、就農状況報告書を提出します。

1. 独立・自営就農時期（経営開始資金のみの交付対象者の場合は記載不要。）

	既に就農している	年 月 日就農
--	----------	---------

2. 営農実績報告

作物・部門名		作付面積（a）・飼養頭数等			
合計					
農業経営の構成 （交付対象者本人・家族労働力）	氏名	年齢	交付対象者・交付対象者との続柄 （法人経営にあたっては役職）	年間の農業従事日数※	担当業務
			本人		
雇用労働力		(人・日※)			

※1日の農業従事時間を8時間で換算

3. 経営規模の報告

経営耕地	区分		面積（a）	
	所有地			
	借入地			
特定作業受託	作目	作業内容	実績	
			作業受託面積等	生産量
作業受託	作目	作業内容	実績（作業受託面積等）	
	単純計			
	換算後			

※ 「特定作業受託」欄に、作目別に、主な基幹作業を受託する農地（申請者が当該農地に係る収穫物についての販売委託を引き受けることにより販売名義を有し、かつ、当該販売委託を引き受けた農産物に係る販売収入の処分権を有するものに限る。）の作業受託面積等、生産量を記載

「作業受託」欄に、「特定作業受託」欄に記載した作業受託以外の作業受託について、記載。作目別、基幹作業別に、作業受託面積を記載するとともに、「換算後」欄に「作業受託面積÷作業数」により換算した面積を記載する。

4. 前年の世帯全体の所得（資金含む） * 1

万円
前年の世帯全体の所得が600万円を超えているにもかかわらず資金交付が必要な理由（超える場合のみ記入）
※本欄は交付主体の記入欄 生活費確保の観点から支援対象とすべき切実な事情の有無（☐有 ☐無） 【所見】

5. 農業経営基盤強化準備金（※）（どちらかにチェックする。）

☐	積み立てている
☐	積み立てていない

※農業者が、経営所得安定対策等の交付金を農業経営改善計画などに従い、「農業経営基盤強化準備金」として積み立てた場合、この積立額について、個人は必要経費に、法人は損金に算入できる制度。

6. 地域のサポート体制について

	専属担当者（経営・技術）	専属担当者（営農資金）	専属担当者（農地）
氏名又は職名			

相談実績又は今後相談したいことについて

--

7. 報告対象期間における都道府県主催の新規就農者等交流会（※）への参加について（どちらかにチェックする。）

※福島県新規就農者育成総合対策事業実施要領別記2の第7の2の（12）に定める県が開催する新規就農者等の交流会

☐	参加した
☐	参加しなかった

（「参加した」にチェックした場合は以下も記載する。）

参加した回数	回	
交流会の内容 （対象者、実施内容など）		

8. 農業共済その他農業関係の保険への加入状況について（どちらかにチェックする。）

☐	加入している
☐	加入していない

（「加入している」にチェックした場合は以下も記載する。）

加入している農業共済等の名称	
----------------	--

9. 計画達成に向けた今後の課題と改善に向けた取組

(青年等就農計画並びに第1号様式の別添1の収支計画の達成に向けた課題、改善策及びその取組状況を記載する。)

計画達成に向けた課題	改善策 (課題解決に向けた改善策を具体的に記入)	改善策の取組状況等 (改善策の取組状況、結果及び課題の解決状況を具体的に記入)

添付書類

- 別添1. 作業日誌の写し（夫婦型の場合は、それぞれの作業従事状況（作業日、作業内容、作業時間）が分かるよう作成すること）
2. 経営開始資金交付対象者は、決算書及び確定申告時の青色申告決算書（白色申告者は、収支内訳書）の写し（7月の報告の際のみ添付する。）
3. 通帳及び帳簿の写し＊2
4. 農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類＊2
5. 前年の世帯全体の所得を証明する書類（源泉徴収票、所得証明書等）。前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合は、必要に応じて生活費確保の観点から資金を必要とする理由欄に記載した事情の裏付けとなる書類を添付＊3
6. 環境負荷低減のチェックシート（原則、1月の報告の際のみ添付する。）

＊1 7月の報告の際のみ記入する。

＊2 就農準備資金の交付を受けた者のうち、親元就農した者が当該農業経営を継承する、当該農業経営を法人化して当該法人の経営者（親族との共同経営者になる場合を含む。）となる又は親の農業経営とは別に新たな部門を開始する場合の、1回目の報告の際のみ添付する（それ以外の者は、既に提出している農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類から変更がない場合、省略することができる。）。

＊3 経営開始資金の交付期間の7月の報告の際のみ添付する。

別添 1

作業日誌

	作業内容	作業時間 (単位：時間)
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
合 計		

※上記内容が記載された作業日誌であれば、本様式に限らない。夫婦型や複数の新規就農者が新たに立ち上げた農業法人の場合は、それぞれの作業従事状況（作業日、作業内容、作業時間）が分かるよう、別々に作成すること。また、作業受託がある場合は、特定作業受託の作業か作業受託の作業か分かるように記載すること。

決算書

(経営開始 年目 年 月～ 年 月)

			計画※ 経営開始○年目 a	実績 b	実績／計画 b / a
農業 収入	(作目)	経営規模			
		生産量			
		売上高 (円)			
		経営規模			
		生産量			
		売上高 (円)			
	特定作業受託分	経営規模			
		生産量			
		売上高 (円)			
	その他(作業受託含む)				
経営開始資金 (円)					
収入計 (円) ① (資金を除く)					
収入計 (円) ② (資金を含む)					

		計画※ 経営開始 年目 a	実績 b	実績／計画 b / a
農業 経営 費 (円)	原材料費			
	減価償却費			
	出荷販売経費			
	雇用労賃			
支出計 (円) ③				
【参考】設備投資 (内容、金額)				
農業所得計 (円) ④ = ① - ③				
農外所得 (円) ⑤		総所得 (資金含む) (円) ② - ③ + ⑤		

※計画欄には、様式第2号の別添1の収支計画に記載の該当年の計画値を記載すること

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（農業経営体向け）

	（１）適正な施肥	報告時 （しました）
①	肥料の適正な保管	☐
②	肥料の使用状況等の記録・保存に努める	☐
③	作物特性やデータに基づく施肥設計を検討	☐
④	有機物の適正な施用による土づくりを検討	☐

	（２）適正な防除	報告時 （しました）
⑤	農薬の適正な使用・保管	☐
⑥	農薬の使用状況等の記録・保存	☐
⑦	病虫害・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める	☐
⑧	病虫害・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討	☐
⑨	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討	☐

	（３）エネルギーの節減	報告時 （しました）
⑩	農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	☐
⑪	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	☐

	（４）悪臭及び害虫の発生防止	報告時 （しました）
⑫	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐

	（５）廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 （しました）
⑬	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐

	（６）生物多様性への悪影響の防止	報告時 （しました）
⑭	病虫害・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める（再掲）	☐
⑮	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討（再掲）	☐

	（７）環境関係法令の遵守等	報告時 （しました）
⑯	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑰	関係法令の遵守	☐
⑱	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める	☐
⑲	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

環境負荷低減に向けた取組の趣旨

令和3年5月に策定されたみどりの食料システム戦略法においては、政策手法のグリーン化の取組として、2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中していくことを目指すとともに、補助金拡充、環境負荷低減メニューの充実、これらとセットでのクロスコンプライアンス要件の充実を図ることとされた。

また、令和5年12月の「食料安定供給・農林水産業基盤強化本部」における「『食料・農業・農村政策の新たな展開方向』に基づく具体的な施策の内容」においては、みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化として、「農林水産省の全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化する「クロスコンプライアンス」を導入する」こととされ、令和9年度の本格実施に向けて、「令和6年度は、事業申請時のチェックシートの提出に限定して試行実施を行う」こととされた。本事業においては、事業申請時には就農していない又は経営開始して間もない場合もあることから、申請時にみどりの食料システム戦略法に基づく環境負荷低減に取り組む意思を確認した上で、就農状況報告時に取組状況を報告することとする。

「関係法令の遵守」については、以下の環境関係法令を遵守するものとする。

（１）適正な施肥

- ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）
- ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）
- ・土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）等

（２）適正な防除

- ・農薬取締法（昭和23年法律第82号）
- ・植物防疫法（昭和25年法律第151号）等

（３）エネルギーの節減

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）等

（４）悪臭及び害虫の発生防止

- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）
- ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）等

（５）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）等

（６）生物多様性への悪影響の防止

- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）
- ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- ・湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）
- ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）
- ・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）
- ・漁業法（昭和24年法律第267号）
- ・水産資源保護法（昭和26年法律第313号）
- ・持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）等

（７）環境関係法令の遵守等

- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・環境影響評価法（平成9年法律第81号）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）
- ・土地改良法（昭和24年法律第195号）
- ・森林法（昭和26年法律第249号）等

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（畜産経営体向け）

	（１）適正な施肥	報告時 (しました)
①	※飼料生産を行う場合（該当しない □） 肥料の適正な保管	☐
②	※飼料生産を行う場合（該当しない □） 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	☐
	（２）適正な防除	報告時 (しました)
③	※飼料生産を行う場合（該当しない □） 農薬の適正な使用・保管	☐
④	※飼料生産を行う場合（該当しない □） 農薬の使用状況等の記録・保存	☐
⑤	※飼料生産を行う場合（該当しない □） 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討	☐
	（３）エネルギーの節減	報告時 (しました)
⑥	畜舎内の照明、温度管理等施設・機械等の使用 や導入に際して、不必要・非効率なエネルギー 消費をしないように努める	☐
	（４）悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑦	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐
⑧	※飼養頭数が一定規模以上の場合（該当しない □） 家畜排せつ物の管理基準の遵守	☐

	（５）廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑨	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
	（６）生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑩	※特定事業場である場合（該当しない □） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	☐
	（７）環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑪	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑫	関係法令の遵守	☐
⑬	GAP・HACCPについて可能な取組から実践	☐
⑭	アニマルウェルフェアの考えに基づいた飼養 管理の考え方を認識している	☐
⑮	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理 の実施に努める	☐
⑯	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には（該当しない □）にチェックしてください。

環境負荷低減に向けた取組の趣旨

令和3年5月に策定されたみどりの食料システム戦略法においては、政策手法のグリーン化の取組として、2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中していくことを目指すとともに、補助金拡充、環境負荷低減メニューの充実、これらとセットでのクロスコンプライアンス要件の充実を図ることとされた。

また、令和5年12月の「食料安定供給・農林水産業基盤強化本部」における「『食料・農業・農村政策の新たな展開方向』に基づく具体的な施策の内容」においては、みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化として、「農林水産省の全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化する「クロスコンプライアンス」を導入する」こととされ、令和9年度の本格実施に向けて、「令和6年度は、事業申請時のチェックシートの提出に限定して試行実施を行う」こととされた。本事業においては、事業申請時には就農していない又は経営開始して間もない場合もあることから、申請時にみどりの食料システム戦略法に基づく環境負荷低減に取り組む意思を確認した上で、就農状況報告時に取組状況を報告することとする。

「関係法令の遵守」については、以下の環境関係法令を遵守するものとする。

（１）適正な施肥

- ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）
- ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）
- ・土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）等

（２）適正な防除

- ・農薬取締法（昭和23年法律第82号）
- ・植物防疫法（昭和25年法律第151号）等

（３）エネルギーの節減

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）等

（４）悪臭及び害虫の発生防止

- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）
- ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）等

（５）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）等

（６）生物多様性への悪影響の防止

- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）
- ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- ・湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）
- ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）
- ・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）
- ・漁業法（昭和24年法律第267号）
- ・水産資源保護法（昭和26年法律第313号）
- ・持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）等

（７）環境関係法令の遵守等

- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・環境影響評価法（平成9年法律第81号）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）
- ・土地改良法（昭和24年法律第195号）
- ・森林法（昭和26年法律第249号）等

第6号様式（第7条、第15条関係）

作業日誌（独立・自営就農）

交付終了後 年目 （ ～ 月分）

年 月 日

郡山市長

住所
氏名

郡山市新規就農者経営開始資金補助金交付要綱第15条第1項の規定により、作業日誌を提出します。

	作業内容	作業時間
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
合計		

添付資料

- ・確定申告時の青色申告決算書（白色申告者は、収支内訳書）の写し（7月の報告の際のみ添付する。）
- ・農地の一覧及び農地の権利設定の状況が確認できる書類（変更がある場合のみ添付する。）

※ 上記内容が記載された作業日誌を添付することで、作業日誌部分の記載を省略することが可能

第7号様式（第7条、第17条関係）

離農届

年 月 日

郡山市長

住所
氏名

下記の理由により離農したので、郡山市新規就農者経営開始資金補助金交付要綱第17条の規定により、離農届を提出します。

離農日	年 月 日
離農理由	

添付書類

- ・農業を廃業したことが確認できる書類（廃業届、経営資産の売却日の証明書、生産物の最終出荷日が確認できる伝票等）

就農中断届

年 月 日

郡山市長

住所
氏名

郡山市新規就農者経営開始資金補助金交付要綱16条第 1 項の規定により、就農中断届を提出します。

就農中断 予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
中断理由		
就農再開に向けた スケジュール	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

第 9 号様式（第 7 条、第16条関係）

就農再開届

年 月 日

郡山市長

住所
氏名

郡山市新規就農者経営開始資金補助金交付要綱第16条第 2 項の規定により、就農再開届を提出します。

就農中断期間	年 月 日 ～ 年 月 日
就農再開日	年 月 日
要就農継続残期間	就農再開日 ～ 年 月 日

収 支 決 算 書

（１）収入の部

区 分	本年度決算額	当初予算額	比 較 増 減		摘 要
			増	減	
補助金 （ 年 月 日～ 年 月 日）	円	円	円	円	
計	円	円	円	円	

（２）支出の部

区 分	本年度決算額	当初予算額	比 較 増 減		摘 要
			増	減	
事業費	円	円	円	円	
計	円	円	円	円	

第11号様式（第12条関係）

中止届

年 月 日

郡山市長

住所
氏名

経営開始資金補助金の受給を中止しますので、郡山市新規就農者経営開始資金補助金交付要綱第12条第1項の規定により、中止届を提出します。

中止日	年 月 日
中止理由	

休止届

年 月 日

郡山市長

住所

氏名

経営開始資金補助金の受給を休止しますので、郡山市新規就農者経営開始資金補助金交付要綱第13条第1項の規定により、休止届を提出します。

休止予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日
休止理由	
再開に向けたスケジュール	年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日

添付書類

- ・母子手帳の写し（妊娠・出産により休止する場合）
- ・り災証明等被災が確認できる書類（災害により休止する場合）

第13号様式（第13条関係）

経営再開届

年 月 日

郡山市長

住所
氏名

郡山市新規就農者経営開始資金補助金交付要綱第13条第4項の規定により、経営再開届を提出します。

休止期間	年 月 日 ～ 年 月 日
経営再開日	年 月 日
交付残期間	年 月 日 ～ 年 月 日

第14号様式（第14条関係）

返還免除申請書

年 月 日

郡山市長

住所
氏名

郡山市新規就農者経営開始資金補助金交付要綱第14条第1項の規定により、返還免除申請書を提出します。

返還免除を 申請する 理由	
---------------------	--

第15号様式（附則第3項関係）

営農実施申請書

年 月 日

郡山市長 殿

住所
氏名

郡山市新規就農者経営開始資金補助金交付要綱附則第3項の規定により、営農を継続することを申請します。